

平成 24 年 第 602 号

3  
月

KOHO OWANI

おあわに  
広報大鰐

HEALTHY・COLORFUL・BRIGHT TOWN

健やか・彩り・輝きのまち

青森県  
大鰐町  
広報誌

大鰐町ホームページアドレス <http://www.town.owani.lg.jp>



雪だるまコンテスト(町総合福祉センター・1月10日)

『今年も豪雪』

各地で記録的な積雪となり  
本県も昨年に引き続き雪が多く  
屋根の雪下ろしや  
雪片づけに追われる毎日  
なのに  
雪だるまは  
ぶっくり  
太りぎみです



文化財火災防ぎょ訓練(大円寺・1月26日)

Topics  
話題

## 新年互礼会

大鰐町商工会(会長宮腰陽一)主催の新年互礼会が1月4日、町中央公民館で開催され、町内の各界から115名程出席して新年を祝いました。

宮腰会長は、サブプライムローン問題による不況から日本経済は未だ脱することができず、今やヨーロッパ経済にまで及んでいる。依然として雇用情勢など先行きに不安の残る年明けとなったが、新幹線効果を期待して、昇運の年となることを期待します」とあいさつ。

また、山田町長は、我が町にとって負の遺産とも言えるリ



ゾート開発にかかる財政問題に道筋が見えた。集中豪雨被害、東日本大震災と続いたが、皆が安全に安心して、若い人達が元気に、高齢者が生きがいの持てる産業や環境を構築し、町づくりに努めよう」と呼びかけました。

## スキーリレー 競技大会

第23回碓ヶ関学童スキーリレー競技大会が1月29日、碓ヶ関小学校特設コースで行なわれ、当町小学校などの男女合わせて21チームがエントリーして熱戦を繰り広げました。

女子は大鰐小Aチームが、男子は大鰐二小Aチームが優勝しました。

また、昨年から行なわれている3年生以下の個人競技で、女子は山田菜奈さん(大鰐小3年)、男子は長利斗真君(大鰐小2年)が1位となりました。

リレー競技成績結果上位入賞)

- 女子(2km x 3)
- 1位/大鰐小A 19分48秒2
- (境 千尋・下山玲奈・三浦萌々華)
- 2位/大鰐小B 20分29秒

- 1(船水桃音・赤石千恩・澁谷志穂)
- 3位/大鰐二小A 21分49秒4(岩淵美羽・貴田菜々香・榎方麻央)
- 4位/長峰小A 22分03秒3(栗林美歩・佐々木夏美・原子優花)
- 男子(3km x 4)
- 1位/大鰐二小A 43分37秒

- Q(外崎央人・神 大貴・木田廉大・木田涼太)
- 4位/蔵館小A 47分49秒6(菊池飛良・佐藤優弥・吹田涼輔・成田二千翔)
- 5位/大鰐二小B 51分10秒9
- (木田梁人・築館智哉・渡邊 伸・木田琉太)

個人競技成績結果上位入賞)

- 女子(1km)
- 1位/山田菜奈(大鰐小3年)
- 4分09秒5
- 3位/山田愛蘭(大鰐小3年) 4分17秒8
- 5位/栗林祐依(長峰小3年) 5分09秒9
- 6位/原子愛美(長峰小3年) 5分32秒9
- 7位/山崎乃聖(大鰐二小2年) 5分35秒3
- 8位/幸山樹佳(大鰐二小2年) 6分09秒8
- 男子(1km)
- 1位/長利斗真(大鰐二小2年) 4分04秒3
- 2位/境 啓太(大鰐小3年) 4分10秒7
- 5位/島内来樹(蔵館小3年) 4分35秒3
- 7位/原子陽貴(長峰小2年) 5分20秒7
- 8位/吹田凌大(長峰小3年) 5分25秒8



男子リレー優勝の大鰐二小Aチーム



女子リレー優勝の大鰐小Aチーム



男子1位の長利斗真君  
(大鰐二小2年)



女子1位の山田菜奈さん  
(大鰐小3年)



T o w n

# 町の

## 『おもちゃの広場で遊ぼうよ』『遊びのバイキング』を開催

『おもちゃの広場で遊ぼうよ』（主催ノわりにっこクラブ）と『遊びのバイキング』（主催ノ大鰐町子ども団体連絡協議会）が1月6・7日、町総合福祉センターで開催されました。



6日、娯楽室に「らく積み木の広場」が開設され、町内幼稚園の児童ら50人程参加して、お城やビルなど思い思いに積み上げ、それらを橋や道路で繋ぎ、照明を灯すなどして出来栄を楽しんでいました。

視聴覚室では紙コップなどを使った工作づくりなども開かれ、集会室ではスポーツチャウンバラ、フットサル、キックボウリングなどに、子ども達は歓声を上げながら心地良い汗をかいていました。



## 「社会を明るくする運動」全国作文コンテスト入賞

法務省「社会を明るくする運動中央推進委員会」が主催する、「第61回社会を明るくする運動」



全国コンテスト優秀賞の阿保龍聖くん(鰐小5年)

作文コンテストで、阿保龍聖くん(鰐小5年)の作品が優秀賞に輝きました。

このコンテストは、社会を明るくする運動の一環として、全国の小中学生に日常の家庭生活、学校生活の中で体験したことをもとに、犯罪や非行などに関心して考えたことや感じたことを作文にして、この運動に対する理解を深めることを目的として開催しています。

阿保君は、本を読むのが好きです。日常のことを書いたつもりですが、受賞にはびっくりしました」と、語っていました。また、青森県推進委員会の同コンテストでは、山田桃子さん(長小3年)が青森県協力雇用主会連盟会長賞に輝きました。

## 文化財火災防ぎよ訓練

文化財を火災から守るための火災防ぎよ訓練が1月26日、大円寺において、東消防署南分

署、町消防団、大円寺自衛消防隊ら関係者約70名が参加して行なわれました。

東消防署の福土文敏署長が「119番通報、避難者誘導、初期消火等と実践的な訓練でした。訓練は実践に即し、実践は訓練に即してといわれます。さらなる防火管理意識を高めて欲しい」と講評。

山田町長が「厳しい天候にも拘わらず、スムーズな訓練であった。今後も町民の安全、安心のために尽力を」と訓示。大円寺の工藤弘典住職が「外部からの火災には強い建物だが、内部から出火することなどないようになりたい。これからも地域の人々の、生命、財産を火災や災害から守っていただきたい」と、あいさつして訓練を終えました。



# Town Topics 町の話題

## 早瀬野老人クラブが「しめ縄」を製作

早瀬野老人クラブ会長山内十三雄が12月22日、地区の久須志神社に「しめ縄」を奉納しました。

平成22年の水害、さらに23年の大震災などが続いたことから、しめ縄を新しくして新年を迎えようと、会員が三週間ほど



かけて手づくりで仕上げました。

同地区では、今回が約5年ぶりの奉納になるとのことです。雪が降りしきるなか、額に汗しながら作業を進めていました。

しめ縄は、米俵やじゃんばらも付いたもので、作業を終えた会員は、見事な出来栄に満足げに見入っていました。

## 県中学校・高校スキー大会

第62回青森県中学校体育大会冬季スキー競技会が1月13日から15日まで、第64回青森県高等学校スキー大会が1月13



日から16日まで大鰐温泉スキー場で開催となり、開会式が13日、大鰐町地域交流センター「鰐のこま」で行なわれました。

開会式では、出町幸太郎会長（県中体連）が、東北全国大会へと夢実現に向けて、鍛えた技と精神力で納得のいくよう競技に臨んでくださいとあいさつ。山田町長が、大鰐温泉スキー場は歴史あるスキー場です。福田修子さんなど数多くのオリ



三浦莉穂乃選手(東奥義塾高1年)



幸山椋平選手(弘前工業高3年)

ンピック選手が育っています。活躍を期待すると激励。

会場では、今年もノルディックジュニア世界選手権出場予定の清水目亮選手(野辺地高校3年)が紹介され、大会への豊富を語っていました。

大鰐中学校スキー部の成績は、クロスカントリールー競技のりー種目は男子・女子がともに一年生のメンバー主体で4位。アルペン競技では、山中蛭選手(2年)が女子大回転種目で4位入賞を果たした。

高校生では、女子の三浦莉穂乃選手(東奥義塾高1年)がフリー種目1位、クラシカル種目で2位となり、男子は幸山椋平選手(弘前工業高3年)がフリー種目で4位、クラシカル種目で3位と上位入賞を果たした。アルペン競技では、原子明日香選手(弘前実業高3年)が女子大回転種目で4位、回転種目では3位と力を発揮し上位入賞を果たした。



原子明日香選手(弘前実業高3年)

# 「合併処理浄化槽」平成25年度以降の設置者募集

町では、平成18年度から下水道区域以外の地区において、トイレのほか台所・風呂・洗濯等の生活排水と一緒に処理し、下水道と同じく快適な生活環境にすることができる「合併処理浄化槽」を、町が個人の宅地に設置し、設置後の維持管理も行なう事業を実施しています。

平成25年度以降に浄化槽の設置を予定している方の募集をしています。(合併浄化槽の設置工事は10日間程度で済みますが、設置場所並びに施工条件等を把握するため前年に測量調査等を行ないます。)

トイレの水洗化のため、また生活雑排水のたれ流しによる地域の環境悪化等を改善するため、合併処理浄化槽の設置をお申し込み下さるようお願いいたします。

なお、し尿だけ処理する「単独処理浄化槽」は、合併処理浄化槽に比べ処理能力が低く、生活雑排水は未処理のため、合併処理浄化槽への切り替えに努めるよう浄化槽法に定められています。(下水道区域では下水道に加入)

事業対象地区……大鱈・蔵館・虹貝・宿川原の下水道区域外、森山、三ツ目内、居士、折紙、高野新田、虹貝新田(下水道区域を除く)、早瀬野、島田、苦木、元長峰、長峰、九十九森、唐牛、駒木、駒ノ台、日の出、前田ノ沢の各地区ほか

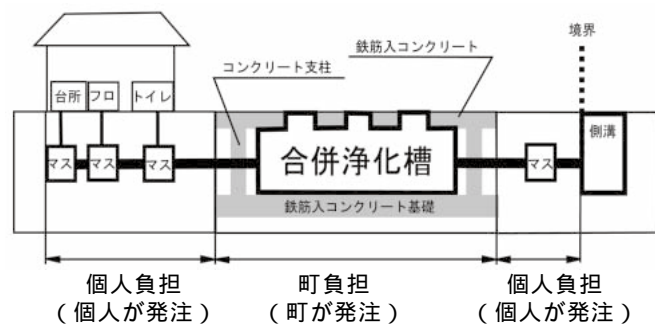
## 工事費等の負担区分

### 【町が負担する主なもの】

浄化槽の設置工事費(工事は町が行う)  
設置後の管理費用(保守点検、清掃、法定検査の各費用)

### 【個人が負担する主なもの】

分担金(下表参照)  
浄化槽使用料(下表参照)  
水洗トイレ工事、宅内から浄化槽まで・浄化槽から排水先(側溝等)までの配管工事費  
支障物の撤去、移設工事費(該当する場合で、水道管・排水管・立木・庭石等)  
ブロワ(送風機)等の電源工事費(屋外コンセントの設置)  
ブロワ等の修繕、交換費用の2分の1(部品消耗、故障時に負担)



## 分担金及び使用料金等

人槽区分	分担金	納付方法	月額使用料(税込)	要件(住宅延べ面積等)
5人槽	90,000円	一括払い (工事完成後)	3,360円	130㎡以下
7人槽	100,000円		3,780円	130㎡を超えるもの
10人槽	120,000円		4,840円	風呂及び台所が2ヶ所

## 水洗便所改造資金の融資あっせん

トイレの水洗化工事等にあてるため、限度額60万円(無利子)、5年(60月)分割返済の融資あっせんを行っております。ただし、単独処理浄化槽から切り替える場合は30万円まで。

お問い合わせ・申し込みは 町役場建設課下水道係 ☎48 - 2111内線446・445(加川・齋藤)



# 24年度の健康診査申し込みが始まります

保健協力員が各家庭に申込書を配布いたします。

町の健診を申し込みする方は、申込書を記入のうえ地区保健協力員または町役場保健福祉課 番窓口まで提出してください。

【複合検診】の特定健康診査は、40歳～74歳の犬飼町国民健康保険加入者、後期高齢者医療保険加入者、生

活保護世帯の方が受けることができます。

がん検診、婦人科検診については、医療保険を問わず対象年齢であれば受けることができます。

地区集会施設での巡回肺がん検査は、40歳以上の方が対象となりますが、申し込みは不要です。

## 今年度の健診内容と対象者

### 【婦人科検診】

検診名	内容	対象年齢	検診間隔	検診日
子宮がん検診	視診、細胞採取、内診、卵巣超音波検査	20歳以上(H4年以前の偶数年生まれの方)	2年に1回 (24年度は偶数年生まれの方が対象)	5月24日(木) 5月25日(金) 6月3日(日) (3日は午前中の検診です)
乳がん検診	視触診とマンモグラフィ(乳房X線検査)	40～59歳(S28年4月～12月生まれ、S30年～46年までの偶数年生まれ、S48年1月～3月生まれの方)		
	マンモグラフィ(乳房X線検査)	60歳以上(S26年以前の偶数年生まれとS28年1月～3月生まれの方)		
骨密度検診	右かかとの音響的骨価値測定	40・45・50・55・60・65・70歳の方 40歳(S47.4.1～S48.3.31) 45歳(S42.4.1～S43.3.31) 50歳(S37.4.1～S38.3.31) 55歳(S32.4.1～S33.3.31) 60歳(S27.4.1～S28.3.31) 65歳(S22.4.1～S23.3.31) 70歳(S17.4.1～S18.3.31) 申込書に『骨密度検診対象者通知』が同封されている方が対象です。	5年に1回	

### 【複合検診】

検診名	内容	対象者
特定健康診査	身体計測、診察、尿検査、血液検査、血圧測定、心電図検査、眼底検査	・40歳～74歳(S13.4.1～S48.3.31までに生まれた方で大鱈町国民健康保険加入者) ・後期高齢者医療保険加入者 ・40歳以上の生活保護世帯の方で高血圧、脂質異常症、糖尿病で治療していない方
胃がん検診	バリウムによる検査	40歳以上(S48.3.31までに生まれた方)
大腸がん検診	便を2日分採便スティックで採取して持参	
肺がん検診	胸部レントゲン検査、痰の検査	
肝炎ウイルス検査	採血によるウイルス検査	今までに肝炎ウイルス検査を受けたことがない方

### 【検診料金】

検診名	社会保険加入者	大鱈町国民健康保険加入者	70歳以上・生活保護世帯	【参考】町が検診委託機関に支払っている金額	
特定健康診査		700円	子宮がん検診の卵巣超音波検査は70歳以上でも1,000円かかります。生活保護の方は無料です。	7,410円	
肝炎検査	B型肝炎	200円		無料	500円
	C型肝炎	500円		300円	1,500～7,900円
胃がん検診	1,000円	500円			5,000円
大腸がん検診	600円	300円			1,700円
肺がん検診	レントゲン	400円		200円	1,500円
	喀痰検査	600円		300円	2,500円
子宮がん検診	細胞診	1,000円		500円	4,700円
	卵巣超音波検査	1,000円		1,000円	1,000円
乳がん検診	視触診+マンモグラフィ	1,400円		700円	6,000円
	マンモグラフィ	1,000円	500円	3,000円	
骨密度検診	1,400円	700円	社保1,400円 国保 700円 生保 無料	2,000円	

複合検診は、検診月ごとに対象地区を指定させていただきました。都合のつかない場合は保健福祉課までご連絡ください。

#### 【対象地区と検診日】

蔵館、元長峰、苦木、長峰、九十九森、唐牛、駒木、駒ノ台、日の出、前田ノ沢は…

6月5日(火)～6月8日(金)

大鱈、宿川原、三ツ目内、居士、高野新田、折紙、虹貝、虹貝新田、早瀬野、島田、八幡館、鯖石、森山は…  
7月9日(月)～7月13日(金)

《高額な外来診療を受ける皆さまへ》

平成24年 4月 1日から

「認定証」などを提示すれば、窓口での支払いが一定の金額にとどめられます



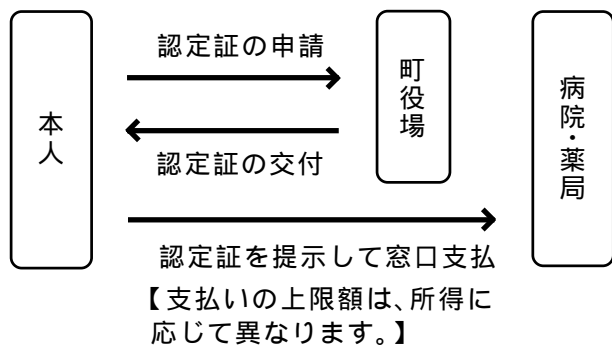
これまで、高額療養費制度の仕組みでは高額な外来診療を受けた場合、ひと月の窓口負担分が自己負担限度額以上になった場合でも、一度その額をお支払いいただいていたましたが、平成24年 4月 1日からは「認定証」を提示すれば、一つの医療機関での限度額を超えた分の窓口負担の支払いが不要になります。

また、「認定証」を提示しない場合でも従来どおり

高額療養費の支給申請すれば、医療機関に一度支払った窓口負担分と限度額の差額分が支給されます。

認定の申請等の詳細について、大鰐町国民健康保険に加入の方は町役場保健福祉課までお問い合わせください。大鰐町国民健康保険以外の方(サラリーマンの方やその扶養者等)は、現在ご加入の全国健康保険協会、健康保険組合にお問い合わせください。

高額な外来診療を受けることになった時



高額な外来診療を受診する方	事前の手続き	病院・薬局にて
・70歳未満の方 ・70歳～74歳で非課税世帯等の方	町役場保健福祉課にて「認定証(限度額適用認定証)の交付申請が必要です。	支払いの際にお持ちの「高齢受給者証」を窓口で提示してください。
70歳～74歳で課税世帯の方	手続きは不要です。	支払いの際に「認定証」を必ず窓口で提示してください。

詳しくは 高額医療、特定健康診査、その他国民健康保険についてのお問い合わせは、町役場保健福祉課国保係まで ☎48-2111内線312・316・317・318(山口・福田・石郷・岩澤)

中南地域県民局だより

ホットでほっこり！  
「ホットアップルジュース」



私達の住む青森県には、素敵なりんごジュースが沢山あります。りんごジュースと言えば冷やして飲むイメージが強いですが、冬から春の寒い季節にはぜひ、「ホット」で味わってみましょう。体の芯から温まりますよ。

【簡単な飲み方】 陶器のカップなどの容器にりんごジュースを適量入れ、電子レンジで1～2分温めます(目安は70～80前後)。温めると風味(酸味・甘味など)が強調されるので、りんごの品種による風味の違いを体感しやすい、果汁100%ストレートタイプのりんごジュースをおススメします。

【飲み方のアレンジ】 先にご紹介した簡単な飲み方に次のようなアレンジを加えると、また違ったおいしさが楽しめます。なお、いずれもホットアップルジュース100ml(標準的なカップの1/2程度)に添加する分量です。

ホットアップルマーマレード・・・オレンジマーマレード10g(小さじ1～2杯)

ホットアップル黒糖ジンジャー・・・粉末黒糖3～5g(小さじ1杯)/粉末生姜(又は、すりおろし生姜)0.5～1g(小さじ6分の1杯)

アイスinホットアップル・・・アイスクリーム(バニラ、ラムレーズンなど)小さじ山盛り2～3杯)/ミント1～2枚(お好みでどうぞ)

紹介ホームページ[http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/seisaku/ch\\_renkei\\_HAJpamph.html](http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/seisaku/ch_renkei_HAJpamph.html)

ホットアップル・ネットへの参加

中南地域県民局では、ホットアップルジュースの普及に向けた事業者のネットワーク作り(ホットアップル・ネット)を進めています。ホットアップルジュースの活用にご興味のある方には、ホットアップル・ネット加入用紙、ネットワーク会員による交流会やホットアップルジュース研究会等の開催案内をお送りします。皆様のご参加をお待ちしています。

詳しくは 中南地域県民局 地域連携部 地域支援室 ☎32-2407 ファクス32-2451 Eメールch\_renkei@pref.aomori.lg.jp

# 平成23年度全国統一防火標語

# 消したはず 決めつけないで もう一度



## 大鰐町消防出初式

来る3月25日(日)、大鰐町消防出初式が、大鰐中学校、駅前通りを会場に行われます。

消防団員は仕事を持ちながら、24時間365日、火災や各種災害に備え、また各種災害に出勤しては、消防活動を行い、町民の生命財産を守っているボランティアで、広範囲な分野において地域住民の防災に貢献しています。

出初式はこの消防団員の士気の高揚を図り、人員服装点検、機械器具点検、放水訓練をはじめ、徒歩及び車両分列行進など、訓練の成果を披露し、町民に対する防火・防災意識の啓発を行い、今年一年、大鰐町が災害のない安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的としています。



町民の皆様、ぜひ、この雄姿を見学にお越しください。お待ちしております。

## 「防火・安全対策の確認を」

新年早々、全国的に死者が発生する火災が続いています。青森県内でも火災による死傷者が発生しており、お年寄りをはじめ、幼い子供までもが犠牲になっていきます。

この冬から春にかけての火災の発生しやすい時季に、次の「住宅防火のちを守る7つのポイント」3つの習慣・4つの対策」を徹底し、火災を未然に防ぐよう心掛けましょう。

### 【3つの習慣】

寝たばこは絶対にしない。(特に飲酒をしての寝たばこは危険です。また灰皿の吸殻をこまめに捨て、水を入れて使いましう。)

ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。(ストーブの上に洗濯物を干さないよう注意しましょう。)

ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。(安全装置「過熱防止装置」のついたガスこんろを使用しましょう。)

### 【4つの対策】

逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。(万が一、火災が発生しても、早期に気付けば被害の拡大を防ぐことができます。)

寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。(防炎品を使って、火災に強い環境をつくりましょう。)

火災を小さいうちに消すために、住宅用

消火器を設置する。(万が一、火災によってパニックにならないよう、消火器などの使用方法、使用期限を家族全員で確認しましょう。)

お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。(地域の消防団、婦人防火クラブなどの地域自主防災組織との連携を図り、いざというときに備えましょう。)

## 「山火事に注意！」

これから春に向かい、山間部の雪解けが一層進み、空気が乾燥するこの時期は一年のうちで最も「山火事」が発生しやすい時です。

山火事は、ちょっとした火の取扱いの不注意から発生していることから、入山や農作業の際には次のことを守ってください。

枯草など火災になりやすい場所でたき火をしない。

たき火の場所を離れるときは完全に消火する。

強風時や乾燥時には、たき火や火入れをしない。

たばこの吸い殻は確実に消火し、絶対に投げ捨てはしない。

火遊びはしない。

この五つを一人一人が守ることで山火事は防止できます。貴重な森林を山火事から守るため、皆様のご協力をお願いします。

問い合わせは 消防本部予防課 ☎32 5104、または最寄りの消防署、分署へ





『振り込め詐欺』等不審な電話にご注意！おかしいなと思ったら黒石警察署大鰐分庁舎まで

**自転車に愛錠を**  
【自転車「愛錠」作戦】

各警察署では、自転車の盗難被害を防止するとともに、「大切な自転車を盗難から守る」という自主防犯意識の向上を目的とした「愛錠呼びかけ隊」を結成し、管轄する自転車盗難多発場所において、自転車防犯診断、警戒活動、街頭キャンペーンなどの広報啓発活動を実施しています。

【少年の自転車盗難被害防止】

自転車盗は青森県内の刑法犯認知件数の約2割を占める犯罪であり、その被害者の約6割が少年(未成年)です。

雪解けを迎え、自転車を利用する方が増えると、同時に自転車の盗難被害も増加します。自転車を利用する方は、自転車にしっかり鍵をかけるようにしましょう。

【自転車盗難被害防止対策の基本】

自転車盗難被害の約7割が無施錠で被害に遭っております。自転車にしっかり鍵を掛けることが被害防止対策として有効です。

- 鍵掛けの励行
- ツーロック(前輪、後輪の両方に施錠すること)の実践
- 防犯登録の実施
- 放置駐輪の禁止
- 駐輪場管理者の皆様には防犯カメラの設置、照明設備の整備、見通しの確保等、盗難防止設備の充実をお願いします。

**違法駐車はやめよう**

【違法駐車は迷惑駐車】

これまでの県内における違法駐車を見ると、雪のために道路が狭くなっている

のにもかかわらず、駐車をしている  
交差点内や横断歩道付近に、駐車している  
歩道を駐車場代わりに違法駐車している

などの例がみられ、交通事故の要因となったり、交通渋滞の原因となっています。

救急車、消防車などの緊急車両の通行を妨げ、ゴミ収集作業、除排雪作業の妨害となるなど、市民生活に大変な迷惑をかけることとなります。

このようなことから、警察では、1月から3月までの3ヶ月間を「違法駐車取締り強化期間」に設定して、違法駐車の交通指導取締りを強化することにしています。

違法駐車は、ドライバーのみならず自身がルールを守ることはもちろん、事業者の方が駐車場を確保するなど「違法駐車をしない、させない環境作り」をすることで、なくすことができます。

また、事業者の方も、社員の方々が営業車で違法駐車をしないよう、指導して下さるようお願いいたします。

快適な交通環境を確保するためみなさんのご協力をお願いします。

**免許技能試験再開のお知らせ**

冬期間、積雪や路面凍結などによる受験者の危険防止のため、昨年の12月1日から一部休止していた自動二輪免許、大型特殊免許(農耕車のみ)及びけん引免許(農耕車のみ)の技能試験を平成24年4月2日(月)から再開いたします。

なお、天候により中止せざるを得ない場合もありますので、受験当日が悪天候の場合は、技能試験実施の有無をお問い合わせください。

お問い合わせ先は、次のとおりです。  
運転免許センター試験教習所係 ☎017-782-0081

**新運転経歴証明書のお知らせ**

平成24年4月1日から運転経歴証明書に関する制度が変更となります。

運転経歴証明書とは、申請により運転免許証を取り消し(自主返納)した日前5年間に於いての自動車等の運転に関する経歴について表示されているカード型のもので、

【運転経歴証明書制度の変更概要】

- ・交付申請期間の延長・・・原則、運転免許が取り消されてから5年以内で現に受けている運転免許がない方の申請が可能となります。
- ・記載事項変更申請の新設・・・氏名、住所の記載事項変更が可能となります。
- ・再交付申請の新設・・・亡失、滅失、汚損または破損した時は再交付申請が可能となります。

【従来の運転経歴証明書をお持ちの方】

すでに運転経歴証明書をお持ちの方は、紛失等の理由がなくとも、新しい運転経歴証明書の再交付を申請することが可能となります。

交付及び再交付申請には、手数料1,000円が必要です。

運転免許証を失効された方、違反等による取消しを受けた方については、従来と変わらず運転経歴証明書の交付を受けることはできませんのでご注意ください。

運転経歴証明書の手続きについて、詳しく知りたい方は、青森県運転免許センター免許係または最寄りの警察署までお問い合わせください。青森県運転免許センター(代表 ☎017-782-0081)

**オウム真理教関係特別手配被疑者の早期発見・検挙にご協力を**

オウム真理教「特別手配被疑者」

地下鉄サリン事件・殺人、同未遂等 地下鉄サリン事件・殺人、同未遂



高橋克也(53歳)  
・173cm  
・眉毛が濃い  
・近視



菊地直子(40歳)  
・159cm  
・右こめかみ、右目下にホクロ

○懸賞金1000万円・・・あなたの情報が検挙に結びついた場合は、手配被疑者1人あたり捜査特別報奨金上限800万円及び懸賞広告実行委員会から上限200万円の懸賞金が支払われます。

○お願い・・・この2人は、偽名を使うなどしてマンション・アパート・貸家等に潜伏している可能性があります。「似ている」と思ったら、ためらわず110番または最寄りの警察署・交番・駐在所にご連絡をお願いします。

【青森県警察】

黒石警察署大鰐分庁舎管内交通事故発生状況(平成24年1月末累計)

		大鰐分庁舎管内		大鰐町	
		24年	前年比	24年	前年比
人身事故	発生件数	4	1	4	2
	死者	0	0	0	0
	傷者	4	1	4	2
物件事故		9	- 16	6	- 10

# 12月定例町議会 一般質問

町政ここが聞きたい

幸山市雄 議員  
山田金治 議員  
渡辺久一郎 議員  
福地義輝 議員  
秋元芳江 議員

花田英一 議員  
中島英臣 議員  
秋田谷和文 議員  
高尾壽英 議員  
内海繁勝 議員

10名登壇

## 質問

人口減少について  
駅前・駅通り(手古奈通り)の街路灯について  
駅前公有地について



幸山市雄 議員

問 町の人口は、昨年十月の国勢調査で七・九%減少し、十年後の人口は一万人を下回ると思う。毎年平均百七十名以上の減少である。人口減少は深刻な問題である。人口増加につなげる対策を提言し、町長の考えを聞きたい。

一、企業誘致や地場企業の事業拡大を図り、人口の定住施策等を真剣に考えるべきではないか。

二、駅前公有地、営林署跡地等を温泉付きの分譲地に造成して売却してはどうか。

三、東京都委託施設として知的障害者更生施設の受け入れの考えはないか。

四、町営住宅を整備し、若者の定住につなげてほしい。

五、地域交流促進モデルの活性化事業について聞きたい。

六、南黒農業委員会では黒石地区農村花嫁花婿対策事業とし

て、集団見合い、出会い革命等の婚活を開催しているが、町の商工会、婦人会、各関係団体等と協力連携しながら進めてはどうか。

七、出産育児一時金として、四十二万円が支給されることを毎月広報に載せてはどうか。

八、町職員の中で町外から勤務している人もいるが、町に住むことはできないか。

九、健康診査受診率が、がん検診で大腸、肺、胃がんが前年度より二十三%の増加。乳がんも六十二名の増加となり、まだ増えると聞いているが、増加になったのはどういうわけか。

答 (町長) 従来から人口減少対策として、弘前市を中心として広域的に定住構想等を実施してきたが、当町を含め芳しい成果は上がっていない。

人口減少に歯止めをかけるためのたくさんの提言に感謝し、今後、人口減少に関する施策を考慮する際の参考にさせてもらう。

昨年から胃がん・大腸がん・肺がん検診が平均して二十三%増加したことについては、今年度いくつかの改善点がある。

検診の実施日を九日間から十日間に増やしたこと。国の施策で子宮がん、乳がん検診の

五歳ごとの節目の方を対象としたクーポン券による無料受診に加え、同様に今年度からの大腸がん検診の無料クーポン事業の実施、町広報や健康カレンダーの配布による広報、各地区での健康相談、健康教育など検診の啓発活動により成果が出たものと考えている。

町営住宅は、人口流出の防止を図る上で重要な施策と認識しているが、今後の財政健全化計画と整合性を図りながら考えたい。

婚活・集団見合い等の場の設定については、既に津軽地区農業委員会連絡協議会、農協あるいは専門の民間事業者等が幅広く実施している事業であり、行政が新たに事業を実施することは、より慎重な検討が必要であることも理解してほしい。

しかし、町は結婚に関する諸問題は、過疎化や少子高齢化等の問題とも関連する課題の一つとして捉えていることから、民間事業者が実施する事業のPR活動等に対して支援が必要な場合は対応していきたい。

問 昨年九月頃、大鰐温泉駅、駅前・駅通り、山崎食堂前にある街路灯が老朽化して、危険だということを取り外し、東北電力の協力によって防犯灯五基

を寄贈してもらい、昨年十二月二十七日に設置した。

しかし、防犯灯は明るい観光灯と違って相当暗く、地域の方々、町民、商店から早急に改善してほしいとの要望がある。設置後一年になるが、現在対策は講じているのか。

答 (町長) 手古奈通りに街路灯二基を今年度設置予定である。

財団法人むつ小川原地域・産業振興財団に平成二十四年度の支援助成事業として、大鰐温泉駅前に二基の助成申請をしており、早急に設置はできないが、該当となる助成事業等を活用しながら整備を行いたい。

問 駅前公有地の駐車場は年々利用者が増え、現在は満杯の状況である。

町土地開発公社の所有であるが、買戻しも予定されており、町の財政状況も厳しいので、利用している方々の理解を得て、駐車料一箇月五千円として徴収する考えはないか。

答 (町長) 駅前公有地については、今議会で土地開発公社の経営健全化を図ること、先行取得している土地の買戻しが審議予定されている。

買戻しが決まったら、提案の



あった有料駐車場を含め活用について検討したい。



質問

農業生産額の向上対策は  
町民税1%活用による  
まちづくり事業支援につ  
いて



花田英一 議員

問 これまでも国、県並びに町の補助金などによる農業支援を行ってきたが、その成果の一例として、野菜栽培用ビニールハウス建設等に補助している事業で、トマトの生産額が今年度初めて二億円を突破し、支援事業に大きな成果が出た。

現在、来年度当初予算の編成

作業中と思うが、農業生産額の向上のために、どのような事業を予算計上しようとしているのか。

答（町長） 予算編成が始まったばかりで具体的な金額は言えないが、概要としては、トマト・キュウリ等のビニールハウスの助成については、今年度同様に継続し、複合経営の促進と安定生産に供し、農業所得の向上を図りたい。

りんごについては、昨年の高温障害による花芽の減少と春先からの天候不順により、玉数・玉伸び共に平年に比べ少なく、更には品質低下もあり、農家収入の減少が余儀なくされている。

このため、JAつがる弘前・JA津軽みらいの両農協は、緊急融資として低金利で農家支援を行うことを決定した。

町は、更に利子負担を軽減するため、利子補給を検討したい。

問 去る十一月二十四日、第三セクター等改革推進債（三セク債）を活用した債務返済についての特定調停が成立し、これからの町に一筋の光が差し込んできたように感じられるが、これを機にリゾート開発失敗の後遺症による町民の閉塞感をみ

ずからの地域はみずからつくる、町民力を活用した地域活性化活動により、一筋の光を更に大きな光とする施策が必要ではないか。

その方策として市町村民税1%でのまちづくり事業を実施している市町村がある。

町の二十二年度町民税収納額は二億四千七百万円で、1%では二百四十七万円である。

若い人から中高齢者まで多くの町民による自発的参加が期待できる町民税1%を活用したまちづくり事業支援について、どのように考えるか。

答（町長） 町民税1%活用によるまちづくりについては、弘前市が平成二十三年度より実施しているが、町として同じ事業をするのがまちづくりに効果があるのか、ほかの方法等を含め今後検討課題としていきたい。

町では今後大鰐町を担う人材の育成を目的とした人づくりをまちづくりの柱として考え、これらについて町民の意見、提案等をもらい今後の事業推進を図っていきたい。

質問

災害時要援護者について

特産大鰐もやしについて



山田金治 議員

問 災害時要援護者避難支援プラン策定状況について、町はどのようになっているのか。

このごろ各地で集中豪雨が発生しているため、災害時要援護者名簿の提供先は、民生委員、区長、地域代表者が主であると思っている。

プライバシーの問題もあるが、その地域で一番早く活動できる方々に名簿を出すべきと思うが、考えを聞きたい。

答（町長） 国や県においては、近年発生した地震災害等を教訓に、要援護者の対象者や情報の把握・共有の方法などの取り組み方針を明らかにした「避難支援計画」の策定を各自自治体に促し、要援護者対策を推進するよう求めている。

災害時要援護者避難支援全体計画については、現在、関係課内で協議しながら作成中であり、今年度末までに整備する予定である。

名簿等の情報提供の利用については、避難支援の目的に限定するものとし、町及び町内会の代表者・民生委員・避難支援者等が管理し、本人が同意した以外の者が知ることのないよう、全体計画を策定したい。

問 大鰐もやしの人気は非常に高く、不足している。町は増産のために、小八豆の優良種子に取り組んでいるが、どのようになっているのか。

後継者二名が研修中だが、研修終了後、どのように独立させるのか。

一番の問題は温泉だと思っが、団地でも作って独立させるのか。その他の方法で独立させるのか。

答（町長） 町の伝統野菜である、大鰐温泉もやしの原料となる「小八豆」の無病化、固定化に向けた取り組みについては、平成二十二年より、もやし組合、町及び中地域県民局農業普及振興室において、種子の個体選抜を実施している。

もやし生産者より種子を提供してもらい、五月に居土地区のほか場で作付けをし、生育を比較しながらウイルス株等の抜き取りを行っている。

ウイルスに感染していない



と思われる二百五十株を採取し、更に優良な二十五株の種子を翌年度に作付けし、無病化、固定化に向けて三年から四年をめどに個体選抜を繰り返し実施することになっている。

平成二十三年度から地方独立行政法人青森県産業技術センターの協力を受け、農業ドクター」で派遣される研究者により「小八豆」の栽培技術及び個体選抜の指導を受けている。

平成二十四年度以降は、同様の取り組みを繰り返し、選抜された種子がもやしの生産に適している。確認後は、固定化された種子の安定供給に向け、種子生産体制を整える必要がある。

後継者について、独立するためにはみずから温泉付きの土地を所有するのが望ましいが、指摘のとおり個人が温泉付きの土地を新たに所有するのは極めて厳しい状況と思う。

したがって、もやし生産体制の維持拡大のためには、将来、町がもやし小屋を建設し、貸与する形も一つの方法ではないかと考えている。



中島英臣 議員

問 一、町は大通りの町道を除き、側道は狭く勾配がある地域が多い。

町民は朝早くから雪投げに苦勞し、場所によっては各自が業者に依頼して雪の処理をしている。

急勾配のある地域や狭い道路等の除雪をどのような体制で行っているのか。

二、町は一人暮らしの方が増えている。大多数は高齢の方が多。冬になると寒暖の差が激しくなるので、急に体調を崩したり、倒れたりする可能性が大きくなる。

ことしはフニーニヤ現象で厳冬期に冬型の気圧配置が強まりやすく、厳しい寒さや、まとまった雪が予測される。猛吹雪で家から出られなくなったり、震災の影響で停電することがあるやもしれない。

このよつな一人暮らしの方々に対して何か方策があるのか。三、冬季は夏季より火を扱つことが増え、さまざまな状況で火事を引き起こすことがある。

出火した時は素早く対処する必要はあるが、町は狭い道路が多く、現場に素早く駆けつけることは難しくなる。その際の防火体制はどのようになっているのか。

答（町長） 一、道路幅員によって委託業者を入札により決定し、区間路線において業者と町直営による作業を行っている。

町道で勾配のある狭い道路については、除雪作業は町道認定された路線を除雪しているもので、勾配のある狭い道路においても除雪機械で作業をしている。

ただ、私有地の連絡通路の場合は、町では除雪していないので所有者が業者などに依頼している方もいる。

今シーズンも、地域の皆様が無事通行できる道路を確保するため対処していきたい。

二、町では、社会福祉協議会に委託している事業でほのぼのコミュニティ21推進事業三百四十世帯、九十四人の協力員や、福祉安心電話、介護の事業で見守り配食事業を行うとともに、新聞配達や牛乳配達など日々家庭を回っている方からの情報で、いち早く対応できるように連携を取る体制として見守りネットワークの構築をし

ている。今後は要援護者マップを作成するなど、ネットワーク強化や対応方の迅速化を図り、一人暮らしでも安心して暮らせるよう努めていく。

震災等での停電時の対応については、普段から災害への対応として懐中電灯やラジオ、非常食を常備することも啓蒙し、地区の集会所が避難所になると思つので、住民相互の助け合い、あるいは協力を得て、不便とは思つが一時避難し、健康の保持に努め復旧を待つてほしい。

三、当町は狭い道路も多く、これから降雪により更に道路幅が狭くなることも予想される。一旦火災が発生したときは、消火活動に必要な消防用水の確保が必要のため、冬期間においても消防団による消火栓や防火水槽の点検や積雪時の水利の確保に万全を期すよう要請している。

年末の火災予防のために、各分団の地域を消防ポンプ自動車により、夜間巡回パトロールもお願ひしている。

火災のない住みよい町づくりのため、地域一体となって火の用心に心がけてほしい。

問 国の災害対策の根幹をなす防災基本計画には「二〇二五年に、女性参画・男女双方の視点」が初めて盛り込まれ、二〇〇八年には、政策決定過程における女性の参加」が明記された。



渡辺久一郎 議員

質問

女性の視点からの防災対策について財政健全化計画について

しかし、今回の東日本大震災でも、着替える場所がない」、「授乳スペースがない」などの声を耳にし、女性用衛生品や化粧品、乳児のおむつなどの支援助物資の不足も目立ち、災害時における女性の視点の大切さが改めて浮き彫りになった。

一、大鰐町防災会議の女性委員の配置状況と会議の実施状況はどうなっているのか。

二、避難所運営に女性又は女性職員を配置するよう事前に決めておくべきではないか。

三、避難所運営訓練を取り入れ、地域と連携した防災訓練を実施すべきではないか。

質問

今冬の町民の生活状況について

四、災害時の緊急物資の中に、女性や子ども、高齢者、障害者に配慮した物資が備蓄されているかどうか。

五、防災教育を充実させ、災害時の地域の窓口となる各小・中学校の防災担当職員を明確にすべきではないか。

六、被害者支援システム導入の進捗状況は。

答（町長） 一、現在委員は九名で、女性委員は配置されていない。今後防災対策に反映していくためにも前向きに検討していきたい。

二、被災時の災害時要援護者や男女ニーズの違い等の視点に十分配慮するよう職員の配置に努めたい。

三、避難所内での運営訓練は、避難所で起こるさまざまな出来事に対してどう対応していくかということだと思う。

今後防災訓練等に取り入れたい。

四、指摘の物資は備蓄していないが、災害時には町事業所での調達をして物資等の確保に努めたい。

町で調達できない物資等については、青森県市町村相互応援協定により確保したい。

六、被災者支援システムは、再度導入について構築し調整し

ているが、導入までには至っていない。もう少し時間がほしい。

答（教育長） 五、町総務課を中心に関係課と教育委員会が相互に連絡を取り合いながら進めることになっている。

担当職員の明確化については、他の避難場所との関連なども考慮しながら検討していきたい。

問 大鰐地域総合開発株式会社（OSK）及び財団法人大鰐町開発公社（開発公社）の清算に一定のめどがつき、新たな財政健全化計画が策定された

が、これまで懸案となっていたOSK及び開発公社については、金融機関等の協議により、平成二十三年度に両法人の法的整理をし、町が三セク債を活用し損失補償を履行すること

で合意したとあるが、その内容を明らかにしてほしい。

「OSK及び開発公社の債務処理対策として、三セク債の活用を予定していることから、二十五年年度から早期健全化基準を上回って推移する見込みであるが、早期に基準を下回るようにするため、三セク債の一部

繰上償還を平成三十二年年度に実施する」とある。

この間早期健全化団体が続くが、もっと早く繰上償還できないものか。

財政健全化計画の詳細は十年間明示されているが、償還は三十年間である。その後二十年間、財政は安定すると考えてよい。

今後、新たなスキームでの返済が三十年間始まるが、厳しい財政の中、住民サービスをできるだけ低下させないでほしい。

基幹産業である農業の所得の向上、町の資源を活用した前向きな経済振興を推し進めていかなければならないと思うが、決意を聞きたい。

答（町長） 特定調停の内容及び債務処理策の概要は、一、町はOSK及び開発公社の損失補償付債務に関して、債権者である日本政策投資銀行、青森銀行及びみちのく銀行に対して、三セク債によって履行原

資を調達した上で、各債務を履行する。

二、日本政策投資銀行に対しては、OSK分の元金及び棚上げ利息等約三十億五千三百万円のうち、三億五千万円を控除した約二十七億三百万円を支払

う。また、抵当権抹消手続費用として、五十三万五千円を支払う。

三、青森銀行に対しては、OSK分として約十億三千二百万円、開発公社分として約二十八億二千八百万円の計三十八億六千万円を支払う。また、抵当権抹消手続費用として、五百七十三万九千円を支払う。

四、みちのく銀行に対しては、OSK分として約四億五千三百万円を支払う。また、抵当権抹消手続費用として、十万円を支払う。

五、三セク債は三十年償還とし、利率は当初一〇程度となる見込みである。引受けは、青森銀行、みちのく銀行、東奥信用金庫及び青森県信用組合の地元金融機関となっている。

財政健全化計画では、今後、財政健全化策を継続・強化し、繰上償還財源となる基金を積み立てて、平成三十二年度に三セク債の一部繰上償還を行い、平成三十三年度には実質公債費比率を健全化基準以内とし、財政健全化団体から脱却することになっている。

県にも財政支援をお願いしており、県支援が実現すれば町の財政運営が改善し、繰上償還を早めることも可能となり、健全化団体からの脱却も早めることができるのではないかと考えている。

財政健全化団体からの脱却

は第一の目標ではあるが、産業・福祉・教育など各方面において、「誰もが希望と生きがいのある生活を安心して送ることができ、町づくり」が私の目指すところであり、使命でもあると思っている。

質問

インフルエンザ予防接種費用助成の拡充を求める



秋田谷和文 議員

問 福祉行政は、他の自治体との横並びを図ることで、「良し」とするべきものでもない。

インフルエンザの費用助成を受けるには、町内の指定医療機関で接種した場合に限定されている。助成対象者は原則六十五歳以上の高齢者であり、

町外の病院へ通院している方も相当数いるものと推測している。

みずからの通院している病院以外で接種を受けなければならぬといふことは、当然のごとく無用の精神的肉体的負担、時間的口入を強いることに



なる。

これでは助成制度利用の抑制につながる。日頃通院している病院で接種するのが、ごく自然の流れと言わなければならぬ。

町外の病院で接種を受けた場合でも助成が受けられる途を講ずるべきと考えるがいかか。

生活保護世帯、町民税非課税世帯を助成対象から外した理由はどこにあるか。

特にインフルエンザ流行期に高校入試に挑む中学三年生には、万全の体調で入試に臨んでもらいたい。

しかし、家庭の事情で予防接種を受けえず罹患してしまつたとするならば、あまりにも悲劇的である。充実した助成へ向けた町当局の英断を切に望む。

「広報おおわに」により、せっかく助成制度の周知を図りながら、料金は病院ごとに異なるから各自照会せよとある。高齢者にこのことを求めるのは酷ではないか。今少し、高齢者の立場に立った発想を求める。広報に料金を記載することはできないものか。少なくとも町立病院に関しては記載してよいのではないか。

答（町長） 各自治体とも医療機関のない、あるいは少ない村では、他の自治体の医療機関に委託契約をしている。

それ以外の市町はみずからの区域内にある医療機関での予防接種を行うようにしている。

町外医療機関の利用の助成についても今後検討を加えていきたい。

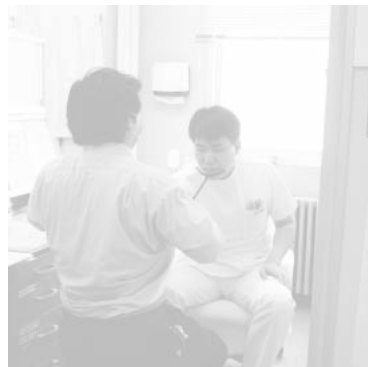
新型インフルエンザのまん延の恐れがあったときは、生活保護者や町民税の非課税者については予防接種を受けやすくするよう助成したものである。

県内各市町村における助成対象の状況は、三十一団体が当町と同様に法定の対象者に対して助成しており、広く住民すべてが対象としている団体は七団体、法定で対象とされているもの以外に六十五歳未満の生活保護者等の生活弱者を対象としているのは一団体、一歳から中学三年生まで対象としているのも一団体である。

町民の健康の保持の面で大変有意義であると考えているので、他の市町村の動向や国の指導等も踏まえ今後の課題としたい。町財政状況とも合わせて検討したい。

町内のインフルエンザ防

接種料金は二千円から三千五百円まで幅広くなり、料金の低い医療機関の宣伝となることは公平性を欠くことになることを懸念し、医療機関から掲載しないよう要請があったことから料金の公表を控えてきた。



町立大鰐病院の料金については、公表する方向で検討する。



福地義輝 議員

問 平成二十四年度の予算編成にあたって、前年度比何%カットという、いわゆる「シーリング」は設定したのか。

町の大事な資源、財産として何があると考えているか。それをまちづくり、まちおこしにどういふふうにし生かしていくつもりか。

将来の大鰐町について、夢や希望を今後の行財政運営と関連させながら語ってほしい。

答（町長） 新年度予算のシーリングについては設定していない。

「スキーと温泉とりんご」は、町にとって根幹であろう。多様な文化・産業も何よりすべての人材こそが、大きな財産である。

財政健全化と両軸に、産業振興、福祉・教育・生活環境の充実などについても、心を配った財政運営に努めたい。

問 旧三セク職員及び旧開発公社の職員は、現在、多くは

町の臨時賃金職員として、正規の職員に引けを取らないしつかりした働きぶり、頑張っている。彼らの待遇改善について、いつからどのような形で実施するのか。

町は退職者不補充で職員の削減を図ってきたが、限度があり、人材確保、人材育成について、どういふ考えを持っているのか。

今後の職員採用について、どう考えているのか。

答（町長） 役場臨時職員として、正規職員と同じ立場で同等の責任を背負うので、同一労働、同一賃金という原則からも勤務内容にふさわしい労働対価の提供は必要である。平成二十四年度より業務全体に即した取り組みをしていきたい。職員採用は、平成二十四年度までは財政健全化計画に示されているように退職者不補充という認識である。平成二十五年度以降は、若干名の正規職員の採用を検討している。

人材育成については、各種研修、講習会などを通じて意識改革、職務遂行能力、政策・法務能力の向上に努めており、職員の自発的な公共奉仕等の行動も確認され、確実にその成果は上がっている。

質問

平成二十四年度予算編成と今後の行財政運営について  
旧三セク職員及び旧開発公社職員の待遇改善と職員採用について  
湯とびあ解体処分と跡地利用について  
鰐カムの指定管理者について  
蔵館大湯会館の改築について



今後、新たな課題に取り組み積極性と柔軟性を養うことを目的とした研修がより重要な課題である。

問 一、湯とびあの底地の面積はいくらか。

二、湯とびあの解体処分費用はどのくらいか。

三、三セク債を利用することはできるのか。

四、湯とびあで利用していた温泉があるので、その跡地にハウスをたくさん建てて、もやし団地にはどうか。

五、建物処分、跡地利用について考えを聞きたい。

答（町長） 一、底地面積は一万一千三十七㎡。

二、解体処分費はおよそ四億三千五百万円程度。

三、三セク債は、湯とびあの解体処分に係る財源としては活用できない。

四、もやし団地とすることにについては、現在の考えが定まっていない。

五、雇用対策、産業振興などいろいろな提案をもらいながら利用方法を検討していきたい。

問 町に鱒カムがなかったら、もっと寂しい状態になっていたのではないか。

町長はこの施設をどう考えているのか。今後どう利用するつもりか。

平成二十三年度あおもりコミュニティビジネス表彰において、鱒カム指定管理者のプロジェクトあおわに事業協同組合は最優秀賞の県知事賞を受賞した。

組合のメンバー達は、前年度に三千万円もの赤字のあった事業を委託料なしで、自分たちが赤字を背負い込んで、まちおこしをしたという熱い思いで引き受けたと聞いている。

指定管理者選定について、そういう優れた団体であれば容易に延長できるような方法とか、長期契約を結ぶべきかどうか、どうか。

鱒カムも老朽化が始まっており、施設更新の時期にきている。計画を立てて、営業に係る経費は指定管理者、施設更新の経費は町としようように役割分担を決めること。ある程度の委託料は必要だと思いがどうか。

答（町長） 鱒カムは現在、駅前及び大湯温泉のシンボルとして大変重要な施設だと思われている。今後も、大鱒の顔として町の地域振興の目玉商品として活用していきたい。

指定管理者選定の契約期間は、第一回の指定期間は二年と十箇月であったが、平成二十四年四月一日からは第二回の指定管理者の選定を公募による選定方法の中で、平成二十九年三月三十一日までの五年間と設定している。

鱒カムの施設更新は、新たな指定管理者と町の責任分担について、今後の協定の中で取り決める図りたい。

委託料は、現在必要がないと思っている。

問 蔵館大湯会館の改築についてどう考えているのか。

蔵館財産区は、管理会としてその予算は町の特別会計になっているので、予算の編成、執行については町にも責任がある。

蔵館の住民の中には、財産区の財産を全部町にやってもいいから、大湯会館を建て直してほしいという声もある。

今後、蔵館財産区と町との関係をどう進めていくつもりか。

答（町長） 早期健全化団体脱却が最優先だと認識しており、残念であるがこの要望には添えない。今後の関係をどう進めていくかは、まず、蔵館財産区管理会の意向を聞いて対応を考えたい。

私の考えとしては、現行どおりの運営でいきたい。

質問

中学校武道必修化と小中学校の部活動支援について



高尾壽英 議員

問 平成二十四年度から、大鱒中学校では武道の導入が本格化し、柔道を導入するようだが、準備の状況を聞きたい。

柔道を授業で実施するため、どのような安全策を講じているか。万が一事故が発生した場合の応急処置や緊急連絡体制など対処方法等について聞かせてほしい。

小・中学校の児童・生徒の減少に伴って各部活動がスムーズに行われていない。現在の部活の種類、人数を知らせてほしい。

今後は小学校の統合問題も出てくるかと思うが、その前に部活動だけでも四校が一つになって活動できるように、教育委員会が率先して進めるべきではないかと思うが、教育長の

考えを聞きたい。

答（教育長） 現在、専用の畳九十八畳、柔道着五十セット、既に柔道の授業で使用している。

まず、授業の前に生徒の健康状態を把握し、体調の変化に気を配る。特に、生徒自身が体調の異常を訴えたような場合には無理をさせない。

柔道をする際にはきちんとした服装で行い、十分なウォーミングアップを行う。施設や用具等の安全点検を実施し、練習環境に注意をする。

怪我をしない、怪我をさせないということを練習の基本とし、技能レベルに応じた練習メニューを実施する。特に、頭を打たない投げ方、投げられ方を指導し、事故防止に努める。

事故が発生した場合は、養護教諭、担任、教頭、校長、そして父兄に速やかに連絡を取り、応急処置及び救急車の依頼をする。

小・中学校の部活動について、大鱒小学校は児童二百二十名、部活動に参加しているのは七十六名。野球部、ミニバスケ、ソフトボール、距離スキーの四部があるが、そのほかに部活動としてはマーチングが二十七名入っている。

第二小学校は児童五十六名、野球、距離スキー、陸上で三十七名。

蔵館小学校は児童七十七名、野球、距離スキー、陸上で六十八名の部活動の児童がいる。長峰小学校、九十九名の児童五十五名が野球、距離スキー、陸上に参加している。

大鰐中学校は、運動部と文化部の二つに分けて言うと、中学校の場合は全員が部活動に参加することになっている。

運動部が百九十三名、文化部が八十六名で合わせて二百七十九名が参加。ほかに部活動としては正式には認めていないが、女子ソフトボールが十一名。

「小学校部活動だけでも四校が一緒になってやればいいのではないか」という提案は、確かにそのとおりだと思つが、いろいろ学校と父兄の事情がまだ解決していない。

その中で、スキーについては大鰐小学校と第二小学校がことしから一緒に練習をする予定になっている。

町教育委員会としては、指導者の研修なども含めて、今後一緒にやっていくためにはどういった問題があるか、また、どういった支援が必要か、各学校ともよく協議して進めていき

たい。

質問

被災者支援について  
町内の側溝整備について  
役場及び公共機関の館内禁煙について  
町内の緑化について



秋元芳江 議員

問 三月十一日の東日本大震災から九箇月が経過したが、被災地の方々はまだまだ不便な生活を強いられている。

当町にどの地域から何人くらい被災者が来ているのか。大人と子供の人数と就学児童や幼児がいるのか。大人の場合は仕事に就けているのか。

町として支援をどのようにしているのか。住所を移さずにいる方たちにも平等に支援ができていくのか。

今後の支援はどのようにするのか。

答 (町長) 当町には宮城県より四名、福島県より六名、十名の方々が被災されて一時避難及び居住している。うち大

人五名、子供五名で、大人の方は、高齢者の方もいますし、就業している方もいる。

子供達については、中学生が一名、小学生が三名、未就学児童一名が、それぞれ中学校、小学校、保育園に通学し、就学している。

支援については、就学児童に対し学用品や給食費等の支援を行っている。また、後期高齢者医療保険料、国保税の減免支援を行っている。

住民登録の有無にかかわらず平等に支援するように考えている。

宮城県や福島県からの情報等を町のホームページや広報等に掲載して情報提供をしている。

今後、どのような支援策ができるのか検討したい。

問 町は全体的に道幅が狭く、今の車社会ですれ違つのに一苦労というところも少なくない。冬場は、特に雪が積もつて側溝がわかりにくくなる。

できるだけ早く町内全域で側溝整備が完了することを望むが、現在までの進捗状況と整備計画について知らせてほしい。

答 (町長) これまでの整備

については、町単独、国の補助事業等を活用し、地域から要望されている箇所を順次整備してきた。

現在までの整備進捗状況は、農道的な利用形態を除く町道延長は八十八・九kmのうち、整備済みが六十四・七kmで約七三%の整備率となっている。

今後の整備計画については、大変厳しい財政状況ではあるが、破損や老朽化した施設の布設替えなどを重点的に行い、地域から要望される現状を把握した上で、緊急性の高い路線・箇所から整備推進を図っていき

たい。

問 健康増進法第二十五条のつとり、受動喫煙の害をどう考えるのか。受動喫煙の害は即座に出るものではないが、徐々に体がむしばまれていくことは医学的にも証明されている。

町にある公共施設、役場、公民館、福祉センター、町立病院、小・中学校又は各地域にある集会センターなどで、どのようにして分煙に取り組んでいるのか。

職員の職務中の喫煙については、本来喫煙は休憩時間のみ許されるものではないか。喫煙者はほっと一息と言つが、非喫

煙者はその間も職務に従事している。

今、煙草の害が叫ばれていることを考慮し、喫煙者にもぜひ協力してもらい、職務時間の喫煙禁止と分煙を徹底してほしい。

答 (町長) 国民の健康を守る上で重要な法律である健康増進法第二十五条では、受動喫煙の防止ということで、公共施設など多数の人が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定している。

受動喫煙の害については、健康面では一時的なものから将来にわたるものまで多岐にわたり悪影響があると言われているので、喫煙者のモラルの向上を図っていく必要がある。

町の公共施設の分煙状況は、役場、中央公民館、福祉センターは一箇所、町立病院は二箇所設置しており、小・中学校は学校敷地内は禁煙となっている。各地域の集会センターはそれぞれが判断して進めていること

で町としては把握していない。今後も引き続き関係する機関と連携し、分煙対策等がより充実されるよう努めていく。



職員の勤務中の喫煙については、社会通念上批判を受けない範囲で、かつ業務に支障がないよう特に勤務時間の開始及び昼の休憩時間直後などは自粛するよう周知している。

近年、職員の勤務時間中の喫煙については禁止している自治体も出てきているので、社会的な情勢の変化などを踏まえ適切に対応していく。

問 町民の方から緑化に対する交付金で茶白山だけでなく商店街につつじを植えたことがある。今もできないかと聞かれた。

茶白山のつつじを見た後やつつじまつり以外の時でも、観光客が見て楽しめるような花いっぱい街並みを作れないものか。

そのためには町民の協力が不可欠である。花に興味のない方にも協力をお願いするためには、手間のかからない種類を選ぶことも必要である。

観光協会や農林課企画観光課関係課、町民の協力の下、計画を進めていきたいが、町はどう対処してもらえるのか。

答 (町長) 緑化の推進については、町農林課が事務局の「緑化推進委員会」がある。

緑の募金として、緑の協力委員の協力により家庭募金活動を、町連合婦人会の協力で、街頭募金を実施している。

これらの募金の中から、県本部より各市町村に交付金が配分され、緑化推進事業が行われている。

事業内容は、緑化を推進する事業であれば何でも可能であり、団体が行う事業であれば場所も花も木の種類も問わないので幅広い活動ができる。

本事業を活用して、花いっぱい街並みを作り、明るい地域の形成には、町民の協力が不可欠のため、町内単位で行うことが望ましい。

今後、緑化推進委員会等の関係機関と協議しながら緑化による「まちづくり」を推進していきたい。



質問

財政破綻寸前に陥った町を救った山田町長の行

政手腕

リゾート政策の失敗を検証し、町民に報告すべきOSKの清算に伴い、元町長らに対し、求償権の行使を

緊縮財政の継続、しかし変革を実感できる政策も実行すべし



内海繁勝 議員

問 平成九年に第三セクター

は実質的に破綻しており、しかし、元油川町長は破産させず、引き続き町の手で経営を引継ぐとして、五者協定を交わし、

その時点での日本政策投資銀行の債権元本の残高は、三十億九千三百二十万円である。

これに対して第三セクターは、町からの財政支援でこれまでに十八億九千万円を弁済し、元金の残高は平成二十二年度末で十二億八千四百二十万円となる。

しかし、調停によって確定し、同行に対する弁済金はおよそ二十七億二百九十万円あり、そ

の差額十四億一千八百七十万円、そのすべてが延滞損害金及び棚上げ利息である。

第三セクターがこれまで日本政策投資銀行に提出してきた債務承認書があるが、これは同行に対する年度末における債務の残高を承認するという書面であり、しかも前二川原町

長は、その任に就いた早々、法律上何の拘束力も持たないこの単なるペーパーを同行の要求に応じて、平成十五年四月一日付けでこの債務承認書を強制力のある公正証書にしている事実がある。

前町長の手によって公正証書と化した債務承認書に基づき、山田町長に引き継いだ日本政策投資銀行に対する債務の残高は、三十一億二千四百二十二万七千四百五十四円である。

今、第三セクターを閉めるに当たり、この書面によって、第三セクターの債務に損失補償を付している町が、この約定書に拘束を受けることになるのは、法律上当然である。

前町長は、前々回の選挙の折、住民に対して第三セクターの借金は年々減っていると述べていたが、毎年返済してきているのにもかかわらず、利息や損害金がかさみ、年を追うごとに借金は増え続けており、これに

ついて、平成十八年三月の定例会で次のように述べている。「五者協定書の締結時における日本政策投資銀行に対する債務の元本は、三十億九千三百二十万円であり、最終期限の平成三十八年度末にはこれがゼロとなるが、しかし、利息並びに損害金が残債務として残り、その総額は約二十二億円以上となる見込みである。」

要するに同行に対する債務は、これまでのとおり何もせずにいれば、一日当たり二十七万八千円、月にしておよそ八百三十四万円、一年でおよそ一億円も借金が膨らんできており、今後も増え続けていくことになる。

油川元町長と二川原前町長は、リゾート事業の失敗で大きな傷を負った町の財政を更に悪化させ、すべての問題を先送りしてきたため、町がまさに破綻寸前に陥ってしまった。

しかし、昨年町長に就任されたあなたは、OSKと開発公社にかかわる債務の確定及び返済スキームの変更について、極めて困難な作業を短期間で成し遂げ、身をもって実践し、まさに破綻寸前の町を瀬戸際から救ったと言つべきである。

この度の三セク債を原資にした借り換えにより、OSKと



開発公社の旧債務は、法人格と共にすべて消滅することになる。

いずれにしても今後町の財政は、この先まだまだ困難な状況に置かれているのは明らかである。

そのためにも前町長のように基金をすべて使い果たし、さらに借金を増やし、そして議会で述べていたアクセルを全開にすることなど全く論外であり、これからは常時フューエルメーターの残量、つまり町の財政状況に目くばせし、これを怠ってはならない。

今後とも町民のために更なる努力をお願いしたい。  
これに対する思いを聞きたい。

答（町長） 財政健全化団体からの脱却は第一の目標である。そのために今年度全力を傾注し、債権者と交渉した結果、去る十月になって、ようやく解決の道が開けたところである。

しかし、産業、福祉、教育など、各方面において、誰もが希望と生きがいのある生活を、安心して送ることができる町づくりが私の目指すところであり、使命であると思っている。

そのためにも、議員の皆様と一体となって取り組んでいき

たい。

問 過去の大鱈町は、何度となく集中豪雨による河川の決壊や台風などの自然災害により、大きな被害を被ってきた歴史がある。

町はこれに加え、歴代の町長が進めた政策上の失敗により、これまで町が被った自然災害と同等、あるいはそれ以上、つまりOSKと開発公社の経営破綻が修復し難い、極めて大きな災いをもたらした。

ここにきてこの二つの法人は、年度未までに消滅することは既に決まっております、これに伴い両法人の債務を新たに取決めした返済スキームで、直接町が弁済することも決定している。

過去町が進めてきたリゾート事業が失敗に帰し、身の丈を越える多額な借金がすべて町に覆い被さり、町民が負うことになった原因は一体何なのか、その検証は必要である。

要するに被害者がいるとなれば、加害者がいるのも世の道理である。

法律上の時効により、賠償責任を請求できないにしても、この事業により食い逃げし、ほくそ笑んでいる者が必ず存在するのは明らかである。

このように至った因果関係、その要因には外的なものもあるが、最も大きな原因は、むしろ町行政そのものにあり、この事業に直接かかわった当時の役場幹部職員、さらに監視すべき当時の町議会にも、極めて重大な責任があると明確に指摘したい。

これまで不確定であった残債務について、債権者らとの協議が終了し、その決定がなされ、リゾート事業の一応の後始末がようやく終結するということである。

ただし、債務の弁済はこれからも延々と続くわけであり、今改めて考えてみれば、油川元町長があげたら公園を大々的に活かすとして、山の方々に次々と関連施設を張りつけ、これに加えさらに第三セクターを立ち上げて総合リゾート施設をつくり、一方では開発公社が進める事業を後押しし、これによって町の活性化を図るようになったことが、いかに安易な考えであったのか、結果がすべてを現している。

いずれにしても町にとり、極めて不名誉かつ拭い去ることができない歴史上の汚点ではあるが、しかし残った借金を全く何の瑕疵も責任もない後世の方々に残さざるを得ない現

実に照らし、二度と同じ過ちを繰り返してはならず、ある意味では町のヒストリーとして歴史に刻むべく、責任の所在を含めすべての事実関係を冊子にまとめ、後世に伝えるべくこれを永久に保存し、さらにその概略をまとめて町民に配布して報告すべきであるが、町長並びに総務課長の考えを聞きたい。

答（町長） OSK及び開発公社の債務処理等の概略については、指摘のとおり検証なくして町の発展はないと考えている。

同じ過ちを繰り返さないためにも町民に報告することは賛成であるが、その手法については、今後検討していきたい。

答（総務課長） 概略をまとめて町民に報告することには賛成ですし、その手法は、今後行政の中で検討しながら進めていきたい。

問 債権者である地銀二行が元町長及び元デロップターの社長に対して、既に連帯保証責任の履行を求め、法定代理人を立てて催告書の送達を行っている。

債権の回収を目指し、民事に打って出る構えを見せている

と言つべきであり、極めて厳格な法律行為であり、絶対にして逃れる術のない金銭貸借契約証書に債務の連帯保証を差し入れた元町長が、債務者の第三セクターの破綻に伴い、債権者から請求を受けるのは、法治国家において当然のことである。

しかし町の損失補償外の債権は、元本だけで両行合わせて十一億三千五百万円であり、素人目に見ても全額回収できるとは到底考えられず、すべては債権者の銀行のさじ加減一つである。

一方の町は、連帯保証人の元油川町長に対しては、法律上求償権を行使できるものである。したがって町としては、同人と面談し、その意志の確認をする必要があり、返答次第により法律上の手続きに移行すべきであるが、これに対する考えを聞きたい。

さらにスノーモビル死亡事故に係る求償権の行使である。運転していた元社員に対しては、既に判決が下されており、改めて民事を提起するまでもなく、元社員に対して町は、当該債権を引き継いだ旨を文書で通知するだけで足り、回収の期限を定めて催告すべきものである。

当時会社を統轄する取締役

支配人には、裁判所が指摘するまでもなく、スキー場を利用する方々が傷害や死亡に結びつく重大な事故が起きないよう、現場における最高責任者として、事故を未然に防ぐべき責任と法律上の「善管注意義務」が課せられているのは明らかである。

町長はこの件に関して、当該支配人と妥協する余地は一切なく、すべては法に基づき、厳正かつ厳格な意識を持って、事にあたりたい。

これに対する考えを聞きたい。

町代表監査委員も承知のとおり求償権に伴う損害賠償の請求は債権及び公金を含む財産の管理及びその処分を定めた法律自治法第二百三十七条によるものである。

したがって本件は、執行機関でもある監査委員の職務権限からして、管理者である町長はこの者に対して請求せよと勧告すべき事件である。

の管理者でもある町長に対して、当該元取締役支配人に対して請求せよとの判決を求め、青森地方裁判所民事部に對して住民訴訟を提起することになるが、再度監査委員の見解を聞きたい。

念のために言うが、現在町の監査委員の一人は元役場課長であり、場合によっては今後本件に関して、住民監査請求がなされたとき、当該元取締役支配人も元役場課長であり、元同僚が元役場職員の方法行為を監査するということは、果たして情実を生じ兼ねず、監査委員としての職務上、公正性を担保することが極めて疑わしいと言わざるを得ず、否定できない。

したがって住民監査請求に及んだ場合、元役場課長の監査委員は監査を行うべきではなく、除外されてしかるべきであると考えるが、代表監査委員の見解を聞きたい。

答（町長） 十二月六日破産開始決定を受け、今後清算に進むが、指摘のとおりであり、町としてやるべきことは進めなければいけないと考えている。

法律上の問題であり、今後弁護士と相談しながら、厳正

な対応をしていく。

答（代表監査委員） 前段については、当面は町当局の執行状況の推移を見極めていきたい。

後段、監査委員の件については、現在の職務について、法に基づき適正に実行すると信じている。

問 町営住宅について、町長がどのように考えているのか承知していないが、これが補助事業に当たらず、さらに相当の財政出動が見込まれる町営住宅の事業は、財政状況に照らし、なかなか困難と思いが、考えを聞きたい。

町や土地開発公社が所有し、眠っている広大な遊休地があり、これを低廉かつ優良な住宅地として整備し、ここに移住する方を呼び込み、提供するという方法の方が町としてメリットも少なく、十分可能性があると考える。

その場合、特例として期限を定めて、税の減免や優遇措置を講じること一考かと思いが、考えを聞きたい。

リゾートがらみの債務の償還や将来負担比率のことを考えれば、今後とも緊縮する財政運営は必要であるが、しかし、

町長が代わり新町長に対する町民の期待もあり、そのためにも町民が変革を実感する政策も進めていくべきである。

提案として、町長においては今後綿密かつ実行可能な年次計画を立てて、町の中に小規模なインフラを整備し、これにより町民の方々はもちろんのこと、大鰐町に転移して住居を新築し、町に住んでみたいと思えるような環境を整えるよう、職員共々知恵を出し合い、ローコストの事業を立案して、ぜひ実行してほしい。

これまで幾度となく指摘し、対策が急がれる蔵館大湯会館の問題と、さきの議会でお願ひした小綺麗な公衆トイレの設置や小規模の立ち寄り施設など、これらの事業も今後計画の中に加えて、具体的に検討してほしい。

答（町長） 町営住宅は、以前に住宅マスタープランを策定し、建設に向けた協議はしているが、財政的支出の負担が大きいく、計画を断念した経緯がある。昨年度策定した町都市計画マスタープランでは、今後の人口の推計を見ると、平成四十二年には約七千二百人と大幅に減少することも予測されている。

県のマスタープランでは、県人口全体の百三十八万人から平成四十二年には約百二十万人、約一九%の減少が予測されている。

このことから、人口減少等に伴う土地過剰の状態が続くものと思われ、優良な宅地として整備した場合の需要見込みを勘案しながら、指摘のとおり魅力あるインフラ等整備により、少しでも人口流出の防止を図ることが重要だと認識しているが、長期的な財政健全化計画との整合性を図りながら、活性化のための施策を考えていきたい。

以前提言のあった蔵館大湯会館及びトイレ等ですが、今後の健全化に向けた財政状況等整合性を取りながら、また、蔵館財産区管理会の意向を聞きながら前向きに対応を考えていきたい。

議会だよりは、町議会議員で構成される広報委員会が編集しています。なお、議事録は議会事務局で閲覧できます。



# みんなの大鰐町中央児童館



中央児童館は、大鰐町総合福祉センターの中にあり、乳幼児から高校生まで自由に来館し遊べる施設です。もちろん、親子で利用することもできます。運動室や図書室などが利用でき、色々な遊具(バドミントン、卓球、バスケットボール、竹馬、ブロック、ままごと、ドミノ等…)を備えています。

また、右記のような行事も予定しておりますので、たくさん参加し、色々な体験を通して交流の輪を広げましょう。仲間との遊びは心も身体も成長させます。

詳しいことは、毎月発行の「児童館だより」を各小学校、幼稚園、保育所園へ配布しておりますのでご覧ください。

## 【児童館の利用の仕方について】

来館したら、まず利用申込簿に氏名や学校・学年等を記入する。  
 使いたい遊具がある場合、貸出ボードに名前を記入する。  
 帰る時は、帰る時間を記入し、あいさつをして帰宅する。

1～3階の各階で遊べますが、色々な方が利用する施設ですので、みんなが気持ちよく使えるようにマナーを守って利用しましょう。

特に使ったものの後片付けは必ず行なって下さい。



平成24年度 年間行事予定	
4月	・科学あそびを楽しもう ・出前じどうかん
5月	・いも植え&ピザ作り ・ふれあいクッキング
6月	・世代間交流清掃ボランティア ・出前じどうかん
7月	・児童館まつり ・パソコンでうちわ作り ・親子研修旅行(母親クラブ) ・夕涼み会
8月	・碓ヶ関児童館との交流会 ・夏の工作とアイス作り
9月	・出前じどうかん ・ふれあいクッキング
10月	・スポーツ教室 ・AED講習会
11月	・木工教室 ・出前じどうかん
12月	・クリスマスお楽しみ会 ・ふれあいクッキング ・パソコンでカレンダー作り
1月	・雪だるま作り&棒パン作り ・ボウリング大会(館外活動) ・三世代交流もちつき会
2月	・手作りバレンタイン ・入学おめでとう会
3月	・世代間交流春のお茶会 ・映画鑑賞と会食(館外活動)

## 【クラブ活動】毎週水曜日放課後開催

- ・チャレンジクラブ…
- 運動あそび・工作・手芸・おやつ作り等

## 中央児童館

# 「放課後児童クラブ」 新年度募集開始！

「親が仕事で、子供の帰宅時間に誰もいない」「祖父母はいるが農作業などで家にいない」「家族が入院している」「近所に安全な遊び場がない」などなど…。お困りのことはありませんか？

『放課後児童クラブ』は、そんな小学生の放課後の居場所(遊び場)です。児童館と併設の児童クラブの為、たくさんの友達と遊べます。もちろん、学校からまっすぐ来館でき、土曜日や学校の臨時休業日もお弁当持参で一日中利用することもできます。

必要な方は、下記の児童館事務室にお問い合わせください。

【提出書類】 放課後児童クラブ申込書、登録児童台帳、母親クラブ申込書



短期利用も随時受付けておりますが、年間を通して必要な方は早めにお申し込みくださるようお願いいたします。



お問い合わせは 大鰐町中央児童館(町総合福祉センター内) 蔵館字川原田37-6 ☎48-5656(成田・大越)

## 青森県市町村税滞納整理機構の設立(平成24年4月から)

滞納税の縮減を目指して、滞納整理専門機関を設立します!(平成24年4月スタート)

税は住民の皆さんへの行政サービスを行うための大切な自主財源です。

しかし、市町村税の滞納額は年々増え続けており、税の公平性を確保する観点からも、収入未済額の縮減、徴収率の向上に取り組んでいくことが喫緊の課題となっています。

このため、市町村、県市町村総合事務組合及び県が連携して、青森県共同ビル内(青森市)に平成24年4月『青森県市町村税滞納整理機構』を設立します。

同機構では、市町村から移管された滞納者の滞納事案について、徹底した財産調査を行い、換価できる財産を発見し、財産(動産・不動産・自動車・給与・預貯金・売掛金等)の差押え・公売といった滞納処分を速やかに実施していきます。

### 【移管対象となる方】

- ・督促、催告に応じない方
- ・個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)等の市町村税を滞納し、納税の相談や連絡がない方
- ・滞納額が高額な方など

機構に移管された後は、滞納整理機構が滞納整理の権限を持つことから、滞納者は市町村担当課への直接の納税ができないこととなりますので、早急に滞納している市町村税を納付していただくか、また納税が困難な時や、やむを得ない事情がある場合には、お住まいの市町村の納税担当課にご相談ください。

<差押え・公売された動産等の例>



<タイヤロックによる滞納処分の例>



【青森県市町村税滞納整理機構】

公平な税負担に向けて

三位一体改革による国から地方への税源移譲に伴い、地方税の重要性が高まる中、地方の自立促進のためには、これまで以上に滞納整理を進め、税収と税負担の公平性を確保していくことが求められています。

市町村においては、厳しい財政状況の下、コストや人員の削減が求められる中、公平・公正な税務行政の確立を実現していくために、効果的・効率的な税務執行体制を構築することが必要となっています。

滞納整理専門機構の設立による徴収強化へ青森県内の市町村税(国保税除く。)の徴収率は、平成22年度では90.2%と全国平均の93.3%を大きく下回っており、平成16年度以降東北最下位といった厳しい状況が続いており、徴収率向上が喫緊の課題となっています。

そこで、県内市町村、青森県市町村総合事務組合及び県が連携して、平成24年4月『青森県市町村税滞納整理機構』を設立し、滞納処分の強化を図ります。

滞納整理機構の業務とその効果

青森県市町村税滞納整理機構は滞納整理を専門に行う機関で、青森県市町村総合事務組合の職員及び県からの派遣職員等で構成されます。

機構では参加市町村から移管された滞納者の滞納事案について、広範囲で徹底した財産調査を行い、換価できる財産を発見し、これらの財産を差し押さえ、公売することで市町村税を徴収します。また、厳正な滞納処分によって滞納者の納税意識の高まりも期待できます。

機構への移管対象は納付意思がない方

大鰐町税務課では、機構へ滞納案件を移管する前に、移管対象者(高額滞納者や悪質滞納者など)に移管催告書を送付します。その後、指定された期日までに納付がなく、納付意思がないと判断された場合には、大鰐町から機構へ滞納案件として移管されることとなります。

お早めの大鰐町税の納付にご協力ください!

詳しくは 大鰐町役場税務課 ☎48-2111(代)





# 行事予報

3月



天候等による日程の変更にご注意ください。

8日(木)	大鰐中学校 卒業式
16日(金)	大鰐小学校 卒業式
17日(土)	○大鰐第二小・蔵館小・長峰小学校 卒業式
25日(日)	大鰐町消防出初式(9:00~ / 駅前通り・大鰐中学校ほか)

4月



9日(月)	町立各小学校(10:00~)・大鰐中学校(14:00~) 入学式
-------	----------------------------------

俳句の街づくり 平成二十三年度第四回(通算第七十二回)

## 投句箱入選句

【平成二十三年十一月~平成二十四年一月】

小・中学生の部

投句数 小・中学生の部 二五〇句

高校・一般の部 二〇一句

合計 四五一句

やねのゆきドーンとおちてびつくりだ ゆきだるまかわいいかおがとけだした まえ見えずふぶきにまけず学校へ 年賀状友だちの顔思い出す 川の中白鳥たくさんかももいる しもがおり朝日がきらきらしもてらす 雨上がりりんごがきらら輝いて 大みそか除夜の鐘の音町中に さわやかなずの音聞こえ八幡宮 スキー場土曜日になると人たくさん	蔵館小一年 蔵館小一年 大鰐小一年 蔵館小三年 蔵館小四年 蔵館小五年 長峰小六年 蔵館小六年 大鰐小六年 大鰐小六年	松岡佐優希 太田文明 須藤大貴 藤田優里 成田梨央 藤田優葵 山田愛華 菊池飛良 三浦萌々華 八木橋孝伎
---	--	---

高校・一般の部

スキーして転ぶ友達楽しそう 柊が聖なる夜を見守ると 初詣みんなでお参りおめでとう 宝船みんなに宝届けるよ 初詣みんなで祈る良い年を 宿題は後回しだよ正月は 北風と世間の風が身に沁みる 初空を仰ぎ良い年願いけり ヒバと雪墨絵のごとき津軽かな 降る雪や在りし日の夫想いつつ	弘南高大鰐校舎二年 弘南高大鰐校舎二年 弘南高大鰐校舎二年 弘南高大鰐校舎二年 弘南高大鰐校舎二年 弘南高大鰐校舎三年 弘南高大鰐校舎三年 弘南高大鰐校舎三年 青森県大鰐町 山梨県昭和町 岩手県盛岡市	原子卓弥 高阪祐葵 大川雄城 桜庭光規 高田翔吾 伴愛華 齋藤貴之 大川とし系 渡邊晴夫 吉田時江
---	--	--

INFORMATION  
**おしらせ**

**平成24年度人間ドックの申込みについて**

国民健康保険被保険者(国保加入者)の健康づくり推進事業として、疾病の早期発見、早期治療を目的に『平成24年度国保加入者短期人間ドック(日帰り)』を下記の日程で実施します。

対象者…国民健康保険被保険加入者で年齢40歳～69歳。(国民健康保険税を納期までに納めている方)

なお、人間ドックを希望する方は、町が毎年実施している特定健診及び各種ガン検診(婦人科検診は除く)をご遠慮ください。また、現在入院されている方は、人間ドックを希望しないようお願いいたします。

検診料…2,000円

実施期間…平成24年4月1日～平成25年3月31日

実施場所…町立大鰐病院

申し込みされた日程等に希望者が多い場合は、変更することがありますのでご了承ください。また、受診日程については、受診日が近づきましたら直接本人へ通知します。

詳しくは 町役場保健福祉課 ☎48 - 2111内線317(石郷)

**町立大鰐病院からのお知らせ【病院内全面禁煙の実施について】**

平成24年4月1日から病院内が全て禁煙となります。

喫煙が健康に影響を与え、ま

た、たばこを吸わない人にも影響を与えることから健康増進法が制定され、多くの人が利用する施設に対し受動喫煙防止策を講ずるようになりました。

病院は受動喫煙の防止に努めてまいりましたが、皆様の健康を考えなければならない施設であることから病院内を全面禁煙とすることになりました。

患者様のみならずお見舞いの方、来院者全ての方が対象となりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

詳しくは 町立大鰐病院 ☎48 - 2211

**中南地域県民局地域健康福祉部保健総室(弘前保健所)の移転について**

弘前保健所は、庁舎の老朽化が著しいことから、安全確保のため、今年度末をもって移転し、新年度4月2日(月)から弘前市西北北1丁目3-7の青森県障害者相談センター建物内にて業務を行います。県民の皆様には、ご不便をおかけしますが、保健所の役割や業務内容には変更はありませんので、何卒、ご理解のほどお願い申し上げます。

詳しくは 弘前保健所 ☎33-8521 URL [http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/hi-hoken/hi-hoken\\_top.html](http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/hi-hoken/hi-hoken_top.html)

**N T T 東日本の電話帳を発行いたします**

N T T 東日本では、4月中に順次、新しい青森県版の電話帳を各ご家庭や事業所へお届けいたします。現在お使いの電話帳は、お届けの際に回収いたしま

すので配達員へお渡しください。回収した電話帳は、地球環境保護や資源の有効活用のため、新しい電話帳の原材料となります。

なお、ご不在等で配達員に電話帳を渡せなかった場合、下記までご連絡いただければ、後日、改めて回収にお伺いします。

問い合わせは タウンページセンタ(平日:前9時～午後5時)フリーダイヤル ☎0120 - 506 - 309

**自動車税についてお知らせ**

自動車税の住所変更届について…自動車税の納税通知書は、原則として自動車検査証(車検証)に記載された住所にお送りしています。

転居等で住所が変わった場合は、運輸支局で住所の変更登録手続きをしなければなりません。何らかの事情により直ちに住所の変更登録ができない場合は、最寄りの各地域県民局県税部へご連絡ください。

また、県ホームページ(<http://www.pref.aomori.1g.jp/life/tax/top.html>)からも届出することができます。

自動車税の口座振替について(6月納期分)…県税の納付は、便利で安全・確実な口座振替をご利用ください。申込用紙は、取扱金融機関・地域県民局県税部の窓口へ備え付けてありますので、お気軽に各取扱金融機関・各地域県民局県税部へお問い合わせください。

なお、口座振替の申し込み期限は4月30日です。

詳しくは 中南地域県民局県税部 納税管理課 ☎32 - 4341(直通)



(土)13日(日)13日は飛行要員のみ)  
 試験場所・・・千年交流センター(弘前市大字原ヶ平5丁目1番地13)予定  
**【予備自衛官補】**  
 資格・・・(一般)18歳以上34歳未満の者/(技能)18歳以上で国家免許資格等を有する者(資格により55歳未満～53歳未満の者)  
 受付期間・・・平成24年1月11日(水)～平成24年4月4日(水)  
 就験日・・・平成24年4月13日(金)14日(土)15日(日)16日(月)  
 いずれか1日を指定されます。  
 試験場所・・・一般・技能 陸上自衛隊青森駐屯地(青森市浪館字近野45)予定  
 技能(甲)・・・陸上自衛隊仙台駐屯地(仙台市宮城野区)予定  
 お問い合わせは 〒036-8093 弘前市城東中央3丁目9-19 自衛隊弘前地域事務所 ☎27-3871 URL <http://www.mod.go.jp/pco/aomori/> Eメール plohirosaki@carrot.ocn.ne.jp

**国家公務員採用試験のお知らせ**  
 人事院では、次のとおり国家公務員採用試験を実施いたします。  
 総合職試験(院卒・大卒程度)  
**【受付期間】**4月2日(月)～4月9日(月)インターネット>・4月2日(月)～4月3日(火)郵送・持参>**【第1次試験日】**4月29日(日)  
 一般職試験(大卒程度)  
**【受付期間】**4月10日(火)～4月19日(木)インターネット>・4月10日(火)～4月11日(水)郵送・持参>**【第1次試験日】**6月17日

(日)  
 一般職試験(高卒者)  
**【受付期間】**6月26日(火)～7月5日(木)インターネット>・7月2日(月)～7月10日(火)郵送・持参>**【第1次試験日】**9月9日(日)  
 郵送の場合は、受付最終日の通信日付印有効。なお、申込方法や受験資格等の詳しい内容については、人事院ホームページ又は下記にお問い合わせください。  
 詳しくは 人事院東北事務局 第二課 試験係 ☎022-221-2022 人事院ホームページ <http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

**平成24年度国家公務員「国税専門官採用試験」(大学卒業程度)のお知らせ**  
 仙台国税局では、税務のスペシャリストとして活躍するパイタリティーあふれる税務職員を募集しています。  
 仙台国税局に採用されると、税務大学校で研修を受けた後、仙台国税局管内(東北6県)の税務署に配属されます。  
 受験資格  
 1.昭和57年4月2日から平成3年4月1日生まれの者  
 2.平成3年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの  
 (1)大学を卒業した者及び平成25年3月までに大学を卒業する見込みの者  
 (2)人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者  
 受験申込受付期間  
 1.インターネット申し込み・・・平成24年4月2日(月)9時から

平成24年4月12日(木)【受信有効】、インターネット申込専用アドレス <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>  
 2.郵送・持参申し込み・・・平成24年4月2日(月)から平成24年4月3日(火)  
 詳しくは 仙台国税局人事第二課 試験研修係 ☎022-263-1111内線3236

**市街化調整区域における指定区域(住宅建築の緩和)の縦覧について**  
 町では、都市計画法の規定に基づき大鰐町都市計画法施行条例第3条による「指定区域」案を作成しました。これにより、一部の市街化調整区域での住宅建築要件が緩和され、一戸建ての住宅に限りだれでも町の「開発許可申請」及び建築基準法による「建築確認申請」で建築が可能となります。緩和する区域要件は、建築物が連たんし、道路等の基盤施設が整っている既存地区などを対象としています。この区域の範囲等について下記のとおり縦覧いたします。  
 縦覧期間 平成24年3月9日(金)～平成24年3月23日(金)まで  
 縦覧場所 大鰐町役場 建設課  
 縦覧時間 午前8時15分から午後5時まで  
 指定区域 森山地区・元長峰地区・苦木地区・虹貝清川地区(一部)・上牡丹森地区(一部)  
 八幡館地区・鯖石地区・宿川原地区・虹貝地区(一部)は、平成18年4月に区域指定済みです。  
 詳しくは 町役場建設課 ☎48-2111内線444(三浦・田中)

INFORMATION

# おしらせ

## 温泉使用者(大鰐町温泉事業)の皆さまへ

温泉使用料金の改定につきましては、大鰐町温泉利用協同組合と協議を重ねると共に、温泉使用者の皆さま方には事前説明会を開催(一部は直接事業所に出向き説明)し、ご理解をいただいているところであります。

また、平成23年12月の大鰐町定例議会において、大鰐町温泉事業条例の一部を改正する条例案(料金の改定について)を可決いたしましたので、平成24年4月温泉使用分より、改定後の新料金による温泉の配湯となりますのでお知らせいたします。

大鰐町温泉事業特別会計の健全な事業推進にご理解とご協力をお願い致します。

詳しくは 町役場企画観光課 ☎48 - 2111内線233(木田)

## 温泉熱利用についてのお知らせ

町では、「平成23年度青森県自然にやさしい温泉街創出事業費補助金」を利用して、町中央公民館の駐車場の融雪、並びに玄関ロビー付近の暖房に温泉熱を利用した省エネルギー設備を整備し、玄関口正面には40インチテレビモニターを設置して、温泉熱利用システム等が一目でわかるように展示、紹介しています。

加えて、館内の照明器具全てを従来の蛍光灯タイプから「長寿命、省エネタイプ」照明への更新工事を実施しています。省エネルギー等に関心があり、設備の参考にしたいなど詳しく知りたい方は、下記までご連絡ください。

詳しくは 町役場企画観光課 温泉係 ☎48 - 2111内線233(木田)

## 最低賃金総合相談支援センターのお知らせ

「最低賃金総合相談支援センター」では、平成23年10月より最低賃金が引上げになり、大きな影響を受ける中小企業事業主の皆さまのために、経営改善や生産性向上とともに、賃金制度・労務管理・就業規則などの見直し等の相談について、それぞれの専門家がワン・ストップで対応する無料の相談窓口を設置しています。是非ご利用ください。

\*厚生労働省からの委託を受けて行っていますので、ご相談内容、企業、個人情報などは厳守。安心して相談できます。

\*相談のみでなく、さらに専門家を無料で県内の各企業へ派遣し、個別にコンサルティングを受けることもできます。

開設日 平日 午前9時～午後5時(月18日間)

☎017 - 773 - 5179(要予約)

詳しくは 青森県最低賃金総合相談支援センター 〒030 - 0803青森市安方2 - 9 - 2Q(青森県社会保険労務士会内)

## 職場のトラブル解決をサポートします！【青森労働局】

労働局では、無料で個別労働紛

争の解決援助サービスを提供し、個別労働紛争の未然防止、迅速な解決の促進を目的として「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」が施行され、この法律に基づいて、次の制度が用意されています。

みなさまも是非これらの制度をご利用下さい。

○総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談

○青森労働局長による助言・指導

○紛争調整委員会によるあっせん

詳しくは 青森労働局総務部 企画室総合労働相談コーナー ☎017 - 734 - 4212、弘前労働基準監督署庁舎内総合労働相談コーナー ☎33 - 6411 青森労働局HP

[http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/kobetsu\\_roudou\\_funsou/hourei\\_seido/seido01.html](http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/kobetsu_roudou_funsou/hourei_seido/seido01.html)

## 自衛官募集案内

【幹部候補生(一般・技術)】

資格・・・

1. 22歳以上26歳未満の者
2. 20歳以上22歳未満の者は大学卒
3. 大学院修士学位取得(見込含)者は、28歳未満

【幹部候補生(歯科・薬剤科)】

資格・・・

1. 20歳以上30歳未満の者(歯科)
2. 20歳以上26歳未満の者(薬剤科)
3. 大学院修士学位取得(見込含)者は、28歳未満

受付期間・・・平成24年2月1日(水)～平成24年4月27日(金)

試験日・・・平成24年5月12日



# 1歳の誕生日

【地区・三ツ目内】

佐藤裕太・美菜子さんの子  
れお  
**礼央**ちゃん  
(平成23年 3月19日生まれ)



ぼくの名前は「れお」だよ  
毎日、ごはんモリモリ食べて  
元気に遊んでるよ  
早くひとりで歩けるようになって、  
ワンワンとお散歩に行きたいな

## 戸籍の窓口

1月受付分



お誕生おめでとう  
お子さん(父または母)地区名

- 山本 貫太(男・哲信)蔵館5 A
- 清水 琉生(男・宗則)蔵館1
- 鈴木 優颯(男・博樹)虹貝
- 角 優芽花(女・孝之)大鰐7 A
- 山崎 兼則(76歳)高野新田
- 原 子昇(52歳)大鰐5 B
- 土田 美祢子(92歳)蔵館7
- 下山 はぶ(101歳)早瀬野
- 山内 忠治(78歳)大鰐7 A
- 對馬 キ又(84歳)八幡館
- 外崎 藤榮(86歳)居士
- 畑中 ふさ(93歳)大鰐1
- 貴田 成彬(77歳)三ツ目内
- 佐藤 ぎん(90歳)早瀬野
- 藤田 セツ(92歳)唐牛
- 佐藤 憲雄(80歳)大鰐6 B
- 貴田 ミツ(95歳)三ツ目内
- 川原 静江(88歳)鯖石
- 成田 とみ彥(67歳)宿川原
- 福田 ミサ(93歳)唐牛

おくやみもうします  
亡くなった(年齢)地区名

### 暮らしの情報【消費者からの相談事例】

#### 昔買った原野、今が売り時!?

30年以上前に買った遠隔地の山林の件で、見知らぬ業者から電話があった。その後訪問を受け、当該地は市街化調整区域を外れて新幹線が通る予定であるし、今中国人が日本の土地を欲しがっているので売時だ。2年以内に売却できるなどと説明された。測量などのために管理費が28万円ほど必要だが、それ以外に一切費用はかからないと言われたため、売却管理の契約をした。しかし、入金をせかされるなど不審な点があったので、所有地の役所に確認したところ、業者の言った事実はないことがわかった。解約したい。(80歳代女性)

#### ひとこと助言

過去に「原野商法」(必ず値上がりすると言って、ほとんど価値のない原野や山林を高値で売りつける商

法)の被害に遭った人から、二次被害と疑われる相談が寄せられています。

あなたも原野を高く売却できるかのように話をもちかけ、売り出すために必要と言って、測量、整地、広告、土地管理などの費用を支払わせる手口です。最近では、中国人に需要があるなどというセールストークも目立ちます。

事業者は、購入者名簿や登記簿などをとくに勧誘します。過去に原野を購入した人は、このような話を持ちかけられても、このみにせず、所有する土地の自治体や地元の不動産業者に現地の情報などについて確認しましょう。

心配なときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

消費生活のご相談は

困ったときは  
悩んだときは  
消費者ホットライン  
☎0570-064-370

- 青森県消費生活センター
- 017-722-3343
- 弘前相談室
- 0172-36-4500

- 對馬 八ル(94歳)八幡館
- 山田 テツ(91歳)宿川原
- 鶴見 昭(80歳)大鰐6 B
- 柳谷 マサ子(68歳)蔵館1
- 木田 俊光(80歳)三ツ目内
- 山田 修(58歳)唐牛
- 山下 安雄(83歳)宿川原
- 今 優(74歳)苦木

#### 大鰐町の人口と世帯数

平成24年1月末日現在	人口	11,306人
前月比	( - 24 )	
男女	5,223人	6,083人
世帯数	4,306世帯	
前月比	( - 1 )	